

発議第 1号

江差町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

江差町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年3月5日 提出

提出者 江差町議会議員 塚本 眞

賛成者 江差町議会議員 飯田 隆一

〃 〃 小野寺 眞

〃 〃 小梅 洋子

〃 〃 西海谷 望

〃 〃 出崎 太郎

〃 〃 大門 和幸

〃 〃 増永 一彦

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）成立に伴い、江差町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するもの。

江差町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

江差町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年議会条例第1号）の一部を次のように改正する。

第53条、第54条及び第55条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。